

# 阿賀野川水系流域懇談会 規約

## 参考資料

### (目 的)

第1条 この規約は、阿賀野川水系河川整備基本方針に基づき、阿賀野川水系河川整備計画（直轄管理区間）を策定するにあたり、阿賀野川・阿賀川に造詣の深い方々から意見を頂くために設置する、阿賀野川水系流域懇談会（以下「懇談会」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

### (設置・運営)

第2条 懇談会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

### (審議内容)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 阿賀野川水系河川整備計画の内容に関する事項
- 二 流域住民から意見聴取する方法に関する事項

### (組織等)

第4条 懇談会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 懇談会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

### (座 長)

第5条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇談会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故ある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (会 議)

第6条 会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 座長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって成立する。

### (情報公開)

第7条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は懇談会が行う。

### (規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

### (委 任)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(事務局)

第10条 懇談会の事務局は国土交通省北陸地方整備局河川部、阿賀野川河川事務所及び阿賀川河川事務所に置く。

付 則

この規約は、平成20年3月12日から施行する。